

運営点検会議における委員からのご意見に対する対応状況

資料1

1. 令和元年度内部統制アクションプランの実施状況

	ご意見等	対応状況
(1)	<p>リスク管理アクションプログラムの中で、同じ算定値でも重点対応になっている項目となっていない項目がある。</p> <p>それぞれの案件に個別の事情があり重点対応としない判断を下しているものと推察するが、資料上の数値には表れていないので、分かりにくい。それが分かるような資料にしていただきたい。</p>	<p>アクションプログラムは【算定値6以上又は影響度4】の全てのリスクについて作成することとしているが、多数のリスクの中で、法人全体として重点的に対策を実施・検証するリスクを「重点対応リスク」として選定している。</p> <p>この「重点対応リスク」は、毎年度、リスク管理委員会で審議の上、「リスク管理基本計画」の中に定めることとしており、本年度は、支援業務プロセス（管理系）のリスクは【算定値6以上】、基幹業務プロセス（各事業固有）のリスクは【算定値8以上】と基準を設けたものである。(※)</p> <p>来年度の「重点対応リスク」の選定（令和2年3月～4月に予定）に当たっては、選定の仕方や資料上の表記がより分かりやすい形になるよう検討する。</p> <p>(※) 別紙「平成31年度リスク管理基本計画」参照</p>
(2)	<p>JSCは特にスポーツ界に影響がある団体であるため、常にBCPを見直し、ブラッシュアップしていただきたい。新しい施設だけでなく、既存の施設についてももしっかり見直しを行っていただきたい。</p>	<p>本年度（令和元年12月）、国立競技場の竣工や国立代々木競技場の改修工事等にあわせて法人全体のBCPを改訂した際には、同時に、既存の施設や、スポーツくじの実施や災害共済給付業務などの施設管理以外の業務についても見直しを行った。</p> <p>御意見いただいたとおり、BCPや災害時の行動マニュアルは、訓練と見直しを繰り返すことが重要であると考えており、非常時に実際に使えるものとなるよう、今後も、防災訓練の結果等を反映させながらブラッシュアップを重ねてまいりたいと考えている。</p>

2. JSC職員意識調査について

	ご意見等	対応状況
(1)	アンケートで示されている規則上のパワーハラスメントの定義が、厚生労働省が示している定義と比べると狭いのではないかと。法律上はパワーハラスメントにあたるが、規則上ではパワーハラスメントにあたらないものがでてきてしまう。規則についての見直しを検討すべきである。	JSC 職員意識調査アンケートは、労働施策総合推進法（正式名称：労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）の定義に合わせて修正。 規則の見直しについては、2020年1月に厚生労働省より告示された「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」を受け、対応する予定。
(2)	マタニティハラスメントが項目にないのは何か理由があるのか。マタニティハラスメントへの対策は法令上の義務となっていて、他の多種多様なハラスメントとは一線を画す。例えば、以前にアンケートで確認した結果、JSC内にはほぼ存在しないことが確認できているというようなことであれば問題ないが、そうでなければ確認を行うべきではないかと。	「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」に基づいて「妊娠・出産・育児休業等ハラスメント」と整理をして、質問事項を追加した。
(3)	内部統制に関するアンケートはフィードバック等、自分の回答がどう活かされるか想像しやすい。しかしハラスメントについては自分が答えた結果、どうなるのか先行きがわかりにくい。回答結果がどのように集約がされ、何につながるのかわかるようにすれば回答もしやすくなる。	アンケート結果は「ハラスメントの防止及び排除のための対策を検討し、実施するための基礎資料として活用する」ことをリード文で周知。具体的には、「ハラスメントが『ある』」回答の集計値の動向をモニタリングしながら、ハラスメント研修や相談員研修のコンテンツ見直しに活用する予定。
(4)	民間企業では第三者というか、社外にも窓口を設けている。社内に対してはなかなか言いにくい場合もある。社内に窓口があるのもよいが、駆け込み寺のような外部の窓口もあればよいと思う。	メンタルヘルスの 外部相談窓口は既に設置しているが、次年度に向けハラスメントに対応する相談窓口の拡充について、費用面や具体的な対応フロー等を検討中。 JSC ホームページに、外部の窓口として「公益通報」に関する情報掲載済み。 外部窓口（担当：清水法律事務所） ※清水法律事務所の清水幹裕弁護士は、JSC の顧問弁護士